

平成 2 1 年度
第 2 回 徳 島 県 発 達 障 害 者 支 援 体 制 整 備 検 討 委 員 会 議 事 録

1 日 時

平成 2 2 年 3 月 1 7 日 (水)
午後 3 時から午後 4 時 3 0 分まで

2 場 所

徳 島 県 庁 1 0 F 大 会 議 室

3 出 席 者

【 委 員 】

橋本俊顕，井上和俊，大谷博俊，郷木義子（二宮委員代理）磯部久子，島治伸，堀内宏美，椎野栄，栗原優子（石本委員代理），割石徹（板谷委員代理），森谷広文，新田正人（稲井委員代理），金澤恭子，後藤田博，福永佐知子，外磯やよひ，乾和彦（長町委員代理）富樫敏彦，美馬恒子，吉田千尋，波里史子，大木元繁，上原治美

【 事 務 局 】

1 0 名

4 会 議 次 第

i 開 会

ii 協 議 事 項

- (1) 平成 2 1 年度 発 達 障 害 児 (者) 支 援 に 関 す る 実 態 調 査 結 果 に つ い て
- (2) 平成 2 2 年度 発 達 障 害 関 係 予 算 に つ い て
- (3) そ の 他

iii 閉 会

(発言者)

(発言内容)

会 長

それでは議事の進行を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。なお、本会議の議事録について、県のホームページ上で開示することとなっておりますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのようにさせていただきます。

議事の次第にありますように、議題1「平成21年度発達障害児(者)支援に関する実態調査結果」について事務局から報告をお願いいたします。

事務局

それでは、事務局より御説明させていただきます。

「市町村における支援体制の整備状況」ということで、第1回の会議で調査票を御検討いただき、それに基づいて調査をした結果がまとまりましたので報告させていただきます。

「発達障害児(者)支援に関する実態調査結果」ということで、市町村における発達障害児(者)支援体制の整備状況についての把握ということを目的といたしまして、22年の1月からの1ヶ月間、市町村の発達障害主管課、ないしは障害福祉主管課に調査をさせていただきました。ひのみね総合療育センター(委託先)に御協力を賜りまして、回答率は100%、24市町村からいただきました。

まず、調査票Ⅰ「発達障害支援に関するとりまとめ担当について」ということで、各市町村のとりまとめの担当部局を調査させていただきました。総合的なとりまとめ担当を定めている市町村は2団体で、総合的なとりまとめ担当を定めていないのが22団体ということでございます。

とりまとめ担当を定めている市町村は、徳島市と神山町ということですが。

徳島市については障害福祉課のほうで、医療・福祉・保健・保育所・教育・労働局・障害者職業センター・発達障害者支援センター・親の会等の関係機関の状況を把握し、とりまとめ担当があるということ年2回の地域自立支援協議会で周知しているという回答をいただいております。

神山町につきましては、健康福祉課の方がとりまとめ担当であるということ、福祉・保健・保育所・学校・教育委員会等の関係機関への文書周知をし、地域自立支援協議会は年12回開催をしているということでございます。

22団体につきましては、とりまとめ担当は置きませんが、個別の事象ごとに対応しているという状況でございます。

次にⅡ「発達障害に対する広報・普及啓発について」お訊きしました。広報・普及啓発を十分に行っていると答えられました市町村は1団体で、十分とは言えないというのが23団体と大多数を占めました。十分とは言えない理由を個々に自由記載により回答いただいております、その内容は、例えば、「従前から障害全般に関する広報等が必要に応じて行われており、発達障害に特化した広報等を行われていない」でありますとか、「当事者以外への地域住民への啓発というのに課題がある」「担当者の障害者に対する認識の違いや専門知識のばらつきによって、町全体で広報啓発を進めていくのが慎重にならざるを得ない」「特別支援教育が本格実施されてから日が浅く、まだまだ理解を深める啓発が必要である」など、そういったような市町村の御意見をいただいております。

「更なる広報・普及啓発が必要と思われる対象機関」をお訊きしましたところ、「保護者，地域住民，教育」の順で更なる広報・普及啓発が必要ということで挙がっております。

次に、「発達障害に関する啓発用パンフレット・冊子等の作成」について、作成済みの市町村が2団体で、鳴門市と阿波市が作成しております。作成予定が4団体、作成予定なしが18団体ということで、市町村単位での啓発用パンフレット等の作成は予定なしというのが多いという状況でございます。

その他では、南部の障害福祉圏域、あるいは東部の障害福祉圏域の体制整備圏域事業の中で、ガイドブックや啓発資料を作成・配布するということがございますので、市町村単位での啓発というのが、なかなかパンフレット等作成は難しいけれども、圏域での対応が見込めるかなというような感想を持っております。

次に「研修会・講演会等の開催」についてお訊きしました。

開催しているというのが10団体ございます。検討予定が3団体、予定なしが11団体になっております。開催市町村は東部圏域で5団体、南部で3団体、西部で2団体で、開催回数は1～12回と幅がございますけど、対象としては支援者向けの研修会・講演会や保護者向けの講演会を実施されております。

「発達障害に関する情報が各支援現場に日常的に提供されておりますか」という問いにつきましては、全市町村に提供されているという回答をいただいております。

多いのは、国や県からの情報でございます。前回第1回の会議時に、当会委員から御意見をいただきまして、啓発の成果や課題を訊く必要があるのではないかという趣旨だったかと思っておりますけれども、御意見を賜りましたので、問い項目を追加いたしまして、これまでの取り組みの成果と課題、今後の広報啓発の充実について、効果の上がったところでありませうとか、課題につきまして市町村に自由記載をお願いいたしました。

御回答では、例えば「現在は県等からのパンフレットを配布している状

況ということで、地域住民等への啓発の必要性を感じてはいるが町単独では難しく、郡自立支援協議会などで検討していきたい」、「発達障害に特化した広報等は行われていない。一般の人や発達障害児の保護者にとって、発達障害を正しく理解するための媒体が不足しているという状況である。一般向け・保護者向けに発達障害について分かりやすく説明したパンフレット等を作成・配布するという取り組みが必要」や「町の広報誌に掲載したり、講演会を開催した用紙を町内のCATVで放映したりと、啓発を行っているが、その成果を効果的にフィードバックできていない」といった意見がございまして、非常に効果の上がった広報啓発活動を何か書いていただけるかなという期待をいたしておりましたが、この部分につきましては、なかなか市町村も非常に効果が上がったという啓発は、自由記載を見る限り目立ったというものはなく、地道な啓発が必要とされているのではないかと感じております。

次にⅢ「発達障害児（者）支援のための連携」についてお訊きしました。全市町村から連携体制の構築が必要という回答があり、「発達障害児（者）支援のあり方を検討できる組織が設置されておりますか」という問いでは、15団体が設置している、設置に向けて検討中が4団体、設置予定なしが5団体でございます。それで、設置済み組織を訊きました。重複の回答がありますが、自立支援協議会を活用しているというのが10団体、地域特別支援連携協議会を活用しているというのが10団体ということで、この両協議会は発達障害児（者）支援の連携にも活用されているという実態でなかろうかと思えます。

その会における検討内容を問いましたところ、最も多いのが「支援方法」10団体、それから「就学」についてが9団体、「学校生活」についてが7団体というような状況でございます。

「設置予定なし」と回答の理由を自由記載していただいたんですけども、「必要性は感じているが現在は各部局ごとに対応し、必要に応じて情報交換等、連携を図っている」、「連携的な組織は難しく、専門家の確保も難しい」という回答をしている団体がございました。

次に「途切れない一貫した支援を行うために上記組織や支援現場において緊密な連携を図れておりますか」という問いにつきましては、「図れている」が11団体、「十分でない」が13団体ということで、ほぼ半数に分かれました。連携が図れているという11団体に、「特に連携が図れている部局や機関はどこですか」と尋ねたところ「保健・保育・教育」の順で連携が図れているという回答がございました。

「連携が十分でない」という回答の13団体に、今後連携が特に必要な部局・機関を尋ねたところ、「保護者との連携、医療との連携、労働との連携」という順に連携が必要というふうに回答を頂いております。

現状や課題，今後の必要な連携体制等についての自由記載では、「地域自立支援協議会では情報交換等も行われており，庁内でも教育部局と福祉部局との常時の連携，庁内の福祉と教育の連携が課題と考えている」という意見や「現在は，地域自立支援協議会を活用して連携が図れておりますけれども，発達障害に特化した専門部会を設置し，連携を図る必要がある」「専門的な医療機関が近くになく，医療機関の専門的な連携を有機的に取れたらいい」「学校卒業後の就労に向けた支援や，大学中退者，途中で退職した人，地域での支援をするためのスタッフや長期間個別のケースを伝えられる体制が必要」といった意見がございました。

次にⅣ「個別の支援計画」等の作成についてお訊きしました。

「個別の支援計画」等の作成が必要であるとの回答が全市町村からありました。「様式を作成していますか」という問いに対して、「作成している」という回答が8団体、「今後検討中」が12団体、「予定なし」が4団体でございます。作成済みの市町村に対しまして，作成部局を尋ねましたところ，教育部局が6団体，福祉部局が2団体ということでした。

記載内容につきましては，日常の様子だとか支援ニーズだとか支援方法，こういったものを記載しておるのが多いようでございます。

予定なしという団体に，予定なしの理由を聞きましたところ，1つは郡単位の様式を代用ということで，それからもう1つは，各関係機関とのネットワークの構築を検討中という団体で，「個別の支援計画」の作成までは至っていないというような回答がございました。

続きまして、「個別の支援計画」等の活用による評価・見直しについて，これは第1回の会で，委員からの「個別支援計画を作りっぱなしというのではなくて，常時評価をしたり見直しをしたりすることが重要ではないか」という御意見を賜りましたので，問い項目「「個別の支援計画」等の活用による評価・見直しをしていますか」という問い項目を追加させていただきました。

結果として、「個別の支援計画」を作成している市町村が8団体のうち，見直しが行えているという回答がありましたのは6団体でございます。「様式の見直し」や「支援内容の評価・見直し」が行われているということです。見直しが行えていないというのが2団体ございまして，これは運用を始めたところであるという回答でございます。

「個別の支援計画」の活用による連携について，作成している8団体に対して自由記載で連携についてどういう成果がありましたかという問いをさせていただきました。成果としては，「保護者のシート活用状況や意見について，保護者・保育所・医療機関による連携協議の場が定期的に行われるようになった」とか「成果として幼・小・教育委員会でシート活用について協議する場が持つ活発な意見が出された。課題としては，発達が気になる幼児の保護者からシート活用が望めないといった場合もある」といっ

たことが挙げられております。

次に、まだ作成していない16団体のうち、「様式作成について必要なことは何ですか」という問い合わせをさせていただきましたところ、回答が多かった項目として、「保護者の理解と協力」「関係機関の作成協力」「管理や引継ぎ方法についての検討」といったところが必要な項目であろうという回答がございました。

その他としまして、「発達障害に関する相談がございましたか」との問いに、全市町村より相談があるとの回答がございました。

件数については、市町村で把握している年度とできていない年度がありまちまちになっておりますけれども、19年度から20年度、21年度と増加傾向にあると言えるのではないかと思います。

相談内容の多いものについては、「支援方法」「家庭生活」「進路・進学」の順でございました。

それから「発達障害に関する相談があった場合の対応」について、一番多いのが「直接の支援担当部局へ連絡する」ということでございました。

その他には、療育センターや相談支援事業所、訓練施設とかを紹介しているという回答でございました。

それから「市町村独自の事業を行っていますか」との問いには、これは半分の市町村が実施しているとの回答がありました。実施している事業の内容は、一番多い(10団体)のが発達相談事業であり、次が乳幼児の巡回相談を実施しているという状況でございました。

「市町村の障害者計画とか障害福祉計画に「発達障害児(者)支援」について明記していますか」という問いには、ほぼ半数の市町村が明記しているとの状況になっております。

最後に、「市町村の発達障害児(者)支援の取り組みの現状と課題、必要と思われる支援、連携方法など」について自由記載させていただきました。

回答では、「東部圏域事業で様々な支援を受けられたため、引き続き発達障害支援コーディネーターを設置してほしい」「発達障害と思われるお子さんがいても認めない親の対応に苦労している。認めているケースはある程度道がついている」「発達障害に関する家族等の理解が不十分なため、障害を受け入れられず、早期発見、支援体制の整備に至らない」「保健と保育所、幼稚園との連携は、保健師が各施設等へ足を運ぶ等で十分できている。医療機関や就労といった成人に対する支援への取り組みや個別支援計画をケースが持ち、連携した支援を受けられるようにするためには、より幅広い連携が必要である」といった御意見がございました。

以上、簡単ではございますが、市町村に対する調査結果について御報告をさせていただきました。支援の在り方を検討できる組織作りや、あるいは、「個別の支援計画」等の作成というのを多くの市町村が進めている、既にできている、あるいはこれからという状況もございますけど、市町村

としては、地域における連携づくりというのが確実に進んでいるのではないかというような感想を持ちました。しかしながら、課題といたしましては、広報啓発が十分とはいえないという回答がございまして、特に保護者でありますとか、地域住民の方への広報啓発が必要だという御意見が多いということございまして。それから、支援のための連携も、地域自立支援協議会を活用して連携を図っている状況がみられたわけですけど、今後の課題としましては、保護者とか、あるいは医療機関、あるいは労働部門との連携というものがさらに必要という意見が多いというふうに思います。

県としましては、こういった結果を踏まえまして、今後の支援体制の整備に向けて、さらに努力していきたいと思っております。また、この結果につきましましては、市町村に何らかの形で周知をさせていただくということも考えております。

以上で終わらせていただきます。

会 長

事務局の方から調査結果を報告していただきましたが、この件につきまして御意見、御質問もしくは要望等がございましたらお願い致します。

はい、お願いします。

〇〇委員

はい、2点ございます。1点目なんですけれども「啓発周知等の成果」ということなんですけれども、大まかに分けまして当事者そして家族、地域住民というふうに考えられるかというふうに思うんですけれども、中でもそれぞれについて、今後どれだけ行き渡っているのか把握する、評価する必要があるのではないかと、感じた次第です。

それにあたっては、特に地域住民ということに関しまして、いわゆる全国調査で共生社会というものをどう捉えるのかという、あるいは障害者の社会参加というのは、それに関しての調査が行われておりますよね、数年に1度という形で、直接成人に対する聞き取りというんでしょうか、訪問調査を行うということなんですけれども、そういったような直接的な住民に対する調査ですよね。そういったことによって周知啓発の程度というものが国では把握しているかと思うんですけれども、同様の考えですね。特に発達障害ということに対する啓発理解というものを住民に対して把握するためには、少しそういった意味での特化した調査というものが考えられるのではないかというふうに思いました。それが1点目です。

2点目なんですけれども「検討できる専門の部署、チーム等、組織」ということに関してですが、これを見ますとすでに設置されている所というのは、いわゆる自立支援協議会ですとか、特別支援連携協議会というのが活用されているという所が多い、10市町村それぞれですかね。その他ってというのが3市町村ということなんですけれども、今後設置予定をしている所がですねそれぞれ同じように自立支援協議会や特別支援の連携協議会を活用したい

というのが 3, 2 という市町村ということになっているように思うんですね。ですけれども、この課題という中に、連携体制等の課題の中に、すでに地域自立支援協議会や特別支援ですね連携協議会を行っているけれども、課題となっているというようなものが主に挙げられておりますので、できれば、そういったことを今後活用する予定のある市町村に対しては、そこでの成果あるいは課題をもう少し詳細にフィードバックをして、精錬された形での地域での連携協議会、あるいは特別支援の協議会ですね、そういったことへの活用を進めるといったことがより良い支援の構築に繋がる、要はフィードバックの仕方ですね。特化して詳細に成果と課題についてするということが良いのではないかというふうに感じました。以上 2 点です。

会 長

ありがとうございました。

事務局

委員からの 1 点目の御意見につきまして、地域住民に対する啓発等の把握といったことについて御意見いただきました。県で住民に対して調査ができるかどうかというのは即答できませんけれども、課題として考えさせていただきます。

それから、2 点目の御意見でございますが、確かにおっしゃるとおり、地域自立支援協議会等の組織を活用して連携を図っているというところが多くございますけれども、やはり発達障害に特化したという部分といえますか、課題になっているところあるのかなというふうに思います。ですから自立支援協議会の中の部会といえますか、より専門部会的なところを組織して発達障害者部会といえますか、そういったところでより発達障害者に特化した組織というのも必要であるというふうに思いますが、そういう連携ができておるといふ市町村と、十分にできていないという市町村があるという御指摘がございますので、その辺りの市町村の状況を把握をして、上手く連携しているという市町村の状況を皆さんにお知らせしていきたいと思っております。以上でございます。

会 長

他にございませんでしょうか。

この調査で、やはり基本的に広報・啓発、徳島県でも平成 11 年度ぐらいから LD の事柄に始まってずっと行っているんですけども、まだ一般の人の啓発がやはり十分には行き渡っていないということかなと思います。

しかし、関係される方については、大分啓発の部分の効果はあるのではないかと思います。早期に対応して発見して支援していくためには、やはり多くの一般の方の知識が上がってくることが非常に大きなウェイトを占めると思っておりますので、さらに今後そういう点について図っていただければと思っております。

他に御意見ございませんでしょうか。なければただ今いただきました御意見を参考にしまして、施策に反映させていただきたいと思っております。

それでは2番目の議題でございます「平成22年度発達障害関係予算」について事務局の方から説明をお願い致します。

事務局

来年度の予算の状況について御説明させていただきます。

まずは保健福祉部関係の予算について、次に教育委員会関係の予算について順次説明させていただきます。

まずは、障害福祉課関係の予算でございます。

「発達障害者支援体制整備事業費」ということで、55万4千円計上をさせていただいております。これは一つには、「徳島県発達障害者支援体制整備検討委員会」の開催経費と、今広報の話にもございましたけれども、「発達障害者の理解促進（広報・普及啓発）」ということで、広く県民の皆様方への理解を図るためにシンポジウムの開催経費、啓発冊子の作成・配布というのを引き続き行いたいと思っております。

参考までに、今年度の取り組みでございますが、21年の11月に「発達障害へのライフステージ支援」と題しまして、一般県民向けのシンポジウムを開催させていただきました。それから、今発達障害支援従事者の皆さんへの支援事例等を掲載した講演集の作成を予定いたしております、今後冊子を作成して配布したいというふうに思っております。22年度につきましても同様に広報・啓発活動を取り組みたいと思っております。

それから2点目でございます。

「発達障害支援従事者養成研修会」ということで、これは20年度から始まった事業でございます。発達障害の早期発見、早期支援を行うための、専門的な立場にある方々の不足というのが全国的な問題となっていることを踏まえまして、各関係機関に連携いただきながら発達障害に関心のある医師をはじめ、臨床心理士や言語聴覚士などの各専門分野の従事者を対象としました専門家の養成研修というのを来年度も開催したいと思っております。今年度は2回にわたり専門の先生をお願いいたしまして、養成研修会を実施いたしておりますが、来年度についても引き続き実施させていただきたいと思っております。

次に、「発達障害者支援センター運営事業費」ということで、18年4月からあさひ学園に附置という形で発達障害者支援センターを設置いたしております。地域における総合的な支援を実施したいということで、444万6千円の予算を計上させていただいております。

それから、22年度の新規事業といたしまして、家族の支援体制の整備ということで、国の方で事業を新規のものが出る予定というふうに聞いておりますので、できれば本県も「家族支援体制の整備：ペアレントメンターの養成事業」という名前になってございますが、こういった事業も実施したいと思っております。

それから次に「発達障害早期支援サポート事業」では、これは平成21

年度から始まった事業でございますが、予算500万を計上しております。これにつきましては家族への支援，本人に対する早期支援を行うと共に家族への支援が特に重要とされていることを踏まえまして，保護者等に直接相談，助言をする，保護者等のところへ出向いて助言等をする，そういう役割を持つ「発達障害支援サポーター」という方を配置をさせていただいて保育所や幼稚園等への訪問によりまして，保護者等への相談，支援をさせていただく。あるいは子育て支援事業や乳幼児の健診等への参加，サポーターが参加して相談，助言等を実施する，そういった事業を来年度も引き続き実施させていただきたいと思っております。

最後になりましたが、「とくしま発達障害児（者）圏域整備サポート事業」でございます。これは270万円を計上しております。これまでモデル的に圏域支援体制整備事業の実施を南部と東部にさせていただきました。そういうモデル事業で実施したノウハウを活かしまして、他の圏域といいますか，県下全域において支援体制の整備を図るという活動を来年度は実施したいと思っております。一つは支援体制のサポート事業ということで「市町村サポートコーチ」を配置し、市町村の支援体制をサポートする専門の方を派遣をするという事業でございますが、「個別の支援計画」の作成の協力とか巡回相談，市町村へのサポートを実施してまいりたいと思っております。

また、「個別の支援計画作成等の実施状況等の調査事業」として，今年度は市町村の体制概要について調査を実施したわけですがけれども，さらに具体的な調査事業を実施したいということで22年度は保育所と幼稚園，母子保健担当と教育委員会，そういった方々を対象として個別調査を実施したいと思っております。福祉関係は以上でございます。

続きまして教育委員会関係の事業について説明させていただきます。

教育委員会関係の事業といたしましては5点挙げております。

まず「特別支援教育推進事業」として207万円計上しております。本事業は19年度から実施し，3つの柱で事業を構成しております。

1つ目は教職員の専門性の向上として，各種の研修会を実施しております。

2つ目として相談支援体制の充実を挙げております。専門員等の専門家による相談会や巡回相談員による各校を訪問しての出張相談等を行っております。

3つ目が地域の連携に対する支援として，各市町村に設置されている地域特別支援連携協議会の担当者を対象に連絡会を行っております。本会ではそれぞれの地域における支援体制のあり方等について研修会を行ったりそれぞれの成果や課題等を協議したりするなど情報交換を行っております。

この3点を柱として特別支援教育推進事業を実施いたします。

次に、「とくしま特別支援総合サポート充実事業」として492万1千円を計上しております。この事業は20年度からの継続事業で、地域の小中学校等に対する特別支援学校が支援をするというセンター的機能を充実させていくための事業です。本事業もそこにあります3つの柱で事業を組み立てております。1つ目は、相談支援や研修支援等の特別支援学校の教員による支援です。2つ目は、地域の人材を活用した支援でボランティアの養成をいたします。本年度は2団体のNPOの方とそれと42名の学生さんをボランティアとして養成し、養成のあった小中学校等に派遣いたしました。3つ目は専門家等を活用した地域における研修会の開催や地域への理解啓発等地域に根ざした支援を行います。

3つ目は「自閉症に対応した教育課程の編成等についての実践研究」です。113万7千円を計上しております。本事業は国からの委託事業で平成21年度から実施し2年計画の事業となっております。自閉症の特性に応じた指導方法や教育課程のあり方等について、加茂南小学校、城東中学校、国府養護学校の3校が連携し研究実践を行っております。22年度はそれぞれの学校の連携した研究成果を研究会で報告し、その成果について他の地域や学校にも普及していく予定です。

続きまして、「みなと高等学園整備事業」として2億4754万7千円を計上しております。旧日赤跡地に建設予定の発達障害者総合支援ゾーンの教育機関として平成24年度に開校予定しているみなと高等学園について、22年度は校舎、体育館の新築工事を行います。みなと高等学園においては、病弱もしくは軽度知的障害を伴う発達障害の生徒さんを対象として、社会的、職業的に自立した教育を行うことと、県内の高等学校に在籍する発達障害を含めた障害のある生徒さんに対する支援を行うこと、この2点を主旨としております。

最後に新規事業で、「ともにまなぶ」高校生活応援モデル事業として180万円を計上しております。本事業は障害のある生徒が在籍する県立高等学校に学習支援員をモデル的に配置し、その効果的な活用等について検証し、今後の取り組みに活かすこととしております。

以上で教育委員会関係の事業説明を終わります。

会 長

ありがとうございます。今事務局の方から説明を受けましたがこの件に関しまして御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

「ともにまなぶ」高校生活応援モデル事業というのは、学校の方はほぼ決まっているのですか。

事務局

支援員をモデル的に配置するという事になっておりまして、ただ今いろいろな条件がありますので検討中です。

- 会 長 | これは、回数は限られるのですか。限定何回とか。
- 事務局 | 支援員さんが学校に行く回数でしょうか。週10時間程度ということで進めております。
- 会 長 | 他にございますか。どうぞ。
- 〇〇委員 | 会長の御質問に関連してですけれども、いわゆる学習支援員の対象者に関しては、例えば、元高校教諭というOB、あるいは新卒者というんでしょうか、そういった対象者に関してはどのように考えられているんでしょうか。
- 事務局 | 今のところ教員免許を有する方ということで考えております。特にOBであるとか新卒の方という形ではなく教員免許を有している方ということで考えております。
- 〇〇委員 | これまでも、小学校ですね、学習支援という全国的に広がりをもって取り組まれているかというふうに思うんですけれども、その中で成果のある一方、課題の見られるというんでしょうか。一つは研修という事でこちらに盛り込まれているように専門性ですよね。その支援、技術や知識といったようなことをどう高めていくか、それを持った方を学習支援員としてつていうようなあたりというのがひとつ挙がっているかと思えますけれども、もう一方で学校文化と申しますんでしょうか、小学校は小学校、中学校は中学校で違いますよね。中学校、高校は御存知のように教科担任制、小学校では学級担任制といったような、それぞれまた高校の中でも専門教科の学校があり、総合学科があり、それぞれの文化と申しましょうか、そういった文脈が理解できている、いないというのも大きな支援の成果を左右する要因になるのではないかと。そういった意味からよく文化を知っている学級支援員ということも一つ考えられるのではないかなと考えました。
- 事務局 | もう1点だけ。いわゆる研修あるいは学習支援員を統括するというんでしょうか、いわゆる主管する部署ですけれども、これは特別支援教育課になるのかそれとも高等学校になるのか、あるいはコラボレーションというか共同で行うのかという事なんです、そのあたりはいかがでしょうか。
- 事務局 | 来年度初めてということで、支援員さんの活用状況等を検証するという段階の事業です。来年度においては、特別支援教育課の方で学校とも連携を図りながら効果等を把握しながら、それ以降の取り組み方について検討していきたいと考えております。
- 〇〇委員 | 今の問題ですけれども、高等学校レベルの発達障害を持つ人達に対する

支援というのがすごく大事だと思っていてまして、それが義務教育時代にはかなり充実した支援を受けていた人を見放されるような境遇になりがちであると今まで思っておりましたので、就労に繋げるという意味ではすごく大事な支援体制だと思うんですね。ただ、今伺っておりますと、教師側の体制としては考えられているんですけども、支援を受ける生徒さん側の体制というのは高等学校の中ではどのようにそれを問題意識として先生方、職員全員で捉えているか、あるいは保護者の方がそれを受け入れているのだろうかちょっと気になる場所なんですね。とにかく高等学校は受験指導ということが頭にどうしてもあって、何か問題を持っていて、ちょっと支援の手を伸ばしてあげれば、もう少し自立した生活ができる人に対していつも手遅れのような気がしてなりませんので、そこらへんの高等学校の先生方の間では発達障害者に対してどのように意識を持っていられるのでしょうか。教育員会ではそういう事はお分かりになるのでしょうか。

事務局

高等学校の教員の方の意識ということでしょうか。お一人お一人とまでは十分認識できないんですけども、毎年校内における支援体制でありますとか、校内における特別支援教育への取り組みについてということで、いろいろ校内研修でありますとか、そういうことについての実態調査等は行っております。発達障害ということだけに限らず、気になるお子さんに対しての取り組み方の中で、特別支援教育を一つの視点として取上げていただいたような研修でありますとか、発達障害を対象を絞った研修でありますとか、そういう研修としての取り組みは年々充実してきております。本事業におきましても支援員さんが行くことで全ての問題が解決するという形ではなく、その支援員さんを学校でどのように活用して支援の必要な生徒さんの効果的な支援に繋がるかということで、先程の支援研修も学校の支援員さんだけの研修ではなく学校単位の研修として取り組んで参りまして、その学校内における支援体制を作っていただくとか、どういう方に支援が必要であるとかどういう支援が有効であるとかそういうところも検討して参りたいと思っております。

〇〇委員

ありがとうございます。学校の組織の中でそういう前提となる地盤をしっかり作っていくという事が大変大事なように思いますのでよろしく願いします。

〇〇委員

今の質問に関連するわけですが、私どもは特別支援学校としまして教育委員会の方からある指示を受けております。小中学校等への支援に入っているけれども高等学校を大切にしなさいというような指示を受けて、我々の学校といたしましても高等学校に対して積極的に支援に入っています。

そういう中で感じましたのが、まず1点が、これまで不適切な行動をとっておったのが、これは生徒指導の対象ですよ、というので、すぐに特別

な懲罰的なことをしておった方が、実はこの方は本当に特別な指導がいる、気になる子供さん、生徒さんなんだというようなことで、この子に合った指導をしなければいけないということに高等学校の先生もかなり気がつかれておるということです。そしたら、特別な指導はどんな指導がいいのかということ。ところが高等学校の先生はまだノウハウが十分でない。それで我々が行って、こういう事をしたらどうですかとかお伝えをするわけです。そしたら高等学校の先生は非常に真面目にやってくれるんです。それで一昨日も、私も高等学校に出向いてケース介助をしたんですが、授業中手を挙げてしょうがない発達障害の方がおるんです。先生が一言言えば手を挙げる。授業が始まらない、前に進まないんで、うちの先生がその方に50分の授業が終わったら一時間に何回質問したか書けと。そういうような中でこれ多すぎるよとかいうような指導をしとったらしいんですが。この授業の担当の先生が終わって10分の間に「君何回したよ」とかいうんでチェックをしていたら、なかなか次の数学の先生が次の授業になかなか行けなくて、次のクラスの数学の授業が遅れてしまうというようなことが起こったりですね、40人おりますので高等学校の先生熱心なんだけども高等学校の教員に合ったスリム化した支援の仕方というんですか、時間的な労力的な。それを特別支援学校の教員が持ってないんですよ、まだ。特別支援学校の教員は丁寧にしますし、時間をかけますが、高等学校の先生はそういう対象の方がたくさんおいでるんで、そこらをどういう具合にしたらスリム化できるのかというようなことを高等学校の教員と我々特別支援学校の教員が今後一緒に何か知恵を出していきませんか、というようなことになっているんです。そういう中で、今高等学校の方へ2人されるというようなことで、私またそういうような10時間の先生が2人ですか、先生にそういうノウハウというのをただ単に子供の支援だけじゃなくて、ノウハウをいろいろ見つけてほしいという期待をしておりますが、高等学校は結構先生方、真面目にしておられると。こんなこと言ったらちょっとあれですが本当に気づかれてというような感じを受けております。以上です。

会 長

他にございませんでしょうか。どうぞ。

〇〇委員

今の質問に関してなんですけれども、そういう問題というのは高等部になって初めて出てきたわけではないと思うんですよね。中学校時代、小学校時代、いろいろな時代でそういう問題をいろいろ起してきたと思うんですが、親の立場からいろいろうちの子供もそうして学校現場を見てきたんですけれども、わりと支援が手厚くなったがゆえに、当たり前前の環境で当たり前前の事が支援によってシールドというか隠されてしまって、その小学校の間はうまくクリアして中学校の場合も支援によって何とかクリアしているけれども、高等学校に行くとだんだん一般社会に近くなってきますよ

ね。そうなってくると問題が表面化してくるとか、そういうふうなことを最近特に感じるんです。今現在高機能のお子さんで就労している方、今現在働いて何とか就労している方のお母さんとも話し合ったことがあるんですが、やはり幼少期、ここでも早期支援サポート事業というのに力を入れてくださっているんですが、やっぱり早期の子供の段階で、幼い段階で、例えば我慢してやりきることとか、失敗してもそれを乗り切っていく力とか、そういう社会に出たときに必要な力をどれだけ幼少期からずっとつけてきたかということがやっぱり一番問題だった。問題だったというかそれが今の就労に繋がっているということをもどのお母さんもおっしゃるんです。もちろん高等学校での支援をいろいろもう少し手厚くという話もあるとは思いますが、支援のあり方ってということも私たち親の立場からいうと、今度は支援が手厚くなりすぎてむしろ社会に行くときに色んな問題が改めて出てきているという所はないだろうかというのを感じます。そのあたりはいかがでしょうか。

会 長

難しい問題で、多分小さな時からいろいろな行動上の問題があって指摘はされてることだろうとは思いますが、やはり幼稚園、小学校と非常にきめ細かな対応がなされてきてる中でうまく回ってるという状況で、そういう子供さんは勉強もうまくクリアできてたりすると素通りしてしまうということが案外あります。

しかし、ちょっと詳しく見ていただくと、やはりいろいろな急に変化した時に混乱して色んな問題を起している場合が多いようなんですが、そこをもっと早く気づいていただいて、やはり今先生が言われたように早くから、私が診療でいつも言っているんですが、体力と根気と、それと失敗した時にどうしないといけないかということも教えていくということが非常に大事なことはないかと思っておりますが、そここのところ根気と体力をつけられる、なかなか小さい時は難しいですね。よほどある面ではちょっとスパルタ的にやらないと動かない部分もあるかなと思います。しかし現実にはそういう事も多少必要じゃないかと思っております。

他にどなたか御意見。はい、どうぞ。

〇〇委員

先程の件ですけれども、個別の人がついて支援員がついて、抜き出しで違う部屋で対応していると座って学習はできる。しかし、大勢の中へ帰した時に問題が起こることがあるので、それをチャンスと捉えて、いかに大勢の中で、今言った我慢する力とか、合わせる力をつけていくかが大事じゃないかなと思って、小学校ではしているんですが、なかなか周りの環境設定が養護学校のようにできないので、集団の中へ入れると両方がパニック状態ということもあるんですが、それを続けていくしかないのかなと、早期のうちからトラブルから別にする。トラブルから別の部屋でって

やっていくと、いつまでたっても体力，気力がつかないので，そのへんは上手に、無理強いをするのではなく中にできるだけ入れることで力をつけていくと。そのあたりで教育委員会にお願いなんですけども，特別支援学級を設定して個別にやる時と，みんなの中へ入れる時とがあるんですけども，特に一人学級ができた場合に，病弱とか知的に遅れないお子さんの場合でしたら，みんなの中に入ってしかも担任がついていく事でみんなの中で学ぶということがあるんですが，できるだけ抜き出しの方向でっていうような指導を受けるんです。現場としてはその辺りが個別の抜き出しでなくて交流，共同学習で力をつけていきなという思いがありますので，その辺りはまたお願いしたいと思います。

会 長

あんまり徹底的にダメージは与えないようには十分注意しないといけないと思いますので，そこのところの手加減が一番難しいと思います。どうしても周りのお子さんに左右されるので，やはり先生方の学級経営も非常に大きなウェイトを占めてくるんじゃないかと思いますがよろしくお願ひしたいと思います。

〇〇委員

今言われた事に関連しますけども，この度、高等学校とコラボで特別支援学校としていっているんですけども，告知の問題が出てきているんですよ。御本人が障害について御存知かどうかということが出てきておまして，一つその方に「こういう事はしてはこれはいけないよ。」って言って周りの生徒さんにも理解していただくわけですが，本人ができていない時に非常に難しい問題が出てくるんです。今事務局からのアンケート結果で個別の支援計画の内容でどんなこと書いていますか，ということがありましたけども，本人の障害に対する理解の度合い，個別の支援計画の内容の中に今後それを入れていこうということになっているんですよ。本人が障害についてどの程度理解しているのかということと，もう一つ書いてありましたが，保護者の方が理解できてないという部分もちょっとアンケートに出てきたんですが，保護者の方はどう理解していますか。それと学級の周りの方はこの方に対してどのような理解がありますかという，この3つが実はものすごい大きな指導に対するウェイトがあるので，そこを飛ばして支援の方法といっても，なかなか上手くいかない部分があるので，その3つを個別の支援計画の中に入れたほうが良いということで，とりあえず入れてみようということになっております。それで今年，ある発達障害の方が国立大学へ受かったんです。その方は半年くらい前に告知をされたんです，高3で。それまでは自分の周りの物とかの整理も何もできなかった。ところが，みんなができていから，整理も整頓もしないといけない。もうそれだけで一生懸命で，そこへ労力を使ってしまっって勉強があんまり十分にできなかった。ところが告知されて，あなたはこういうところ苦手なんですよと。こういうところは得意だけど，こういうところは本当苦手なんです

よと。周りの人はすごい楽にしているが、あなたすごい苦手だということ
を言われて、じゃあ大学入試の勉強のほうへ集中して、もうこれは私は難
しいからやめましょうというので放っていたんですよそこらを。そしたら
ものすごい集中できて大学受かったんですよ、今度は。だからそこらをあ
る意味一つの例として告知ということで、自分の苦手な所と得意な所を知
った上で生活していくという、そこらもあって高等学校時代は特に。そこ
らでまた個別の支援計画の内容もそこでちょっと工夫がいるのかなと思
いました。以上です。

会 長

はい、ありがとうございます。まだまだいろいろな御意見があろうか
と思いますが、時間も押していますので、只今いろいろな御意見を頂きま
したが、それをまた来年度の施策にできるだけ反映させていただければと
思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは 3 番目の議題で、国の事業のことについて御説明をお願いいた
します。

事務局

障害者制度の今の状況、御承知の方も多いかと思ひますけれども、国の
制度等について説明をさせていただきます。

御承知のとおり、新しい政権におきまして、障がい者制度改革推進本部
というのが内閣総理大臣を本部長として構成をされております。その下に
障がい者制度改革推進会議というのが設けられまして、障害者の方々をは
じめとしまして学識経験等で制度改革を推進していくということで、これ
が発足し精力的に会議が進められております。当面 5 年間に障害者制度改
革の集中期間と位置づけて、この本部で改革推進に関する総合調整とか基
本的な方針の案の作成、あるいは障害という文字の標記のあり方に関する
検討等をここで行うということになってございます。

それから、今非常に幅広く検討がなされておりますが、検討事項の例と
しましては障害者権利条約の実施状況の監視等を行う機関について、ある
いは障害を理由とする差別等の禁止に関する制度について、教育について、
雇用について、障害福祉サービスについて等々、制度を改革するというこ
とで検討が進められている、そういう体制ができているということござ
います。

次に障害者自立支援法についてのこれまでの経緯を若干まとめさせてい
ただいております。

平成 18 年 4 月に障害者自立支援法の施行がございましたが、利用者負
担の問題、あるいは事業者に対する経営基盤の許可の問題等々、様々な問
題が指摘されておりました、特別対策とか、緊急措置ということで国の方で
軽減措置なされてきたところでございますが、平成 21 年 3 月に障害者自
立支援法の一部を改正する法律案というのができまして、利用者負担を抜

本的に見直すというようなことを含めた法律案ができたわけですが、廃案ということになった状況でございます。

選挙を経まして平成21年9月に連立政権合意におきまして自立支援法については廃止というのが明確になったところでございます。連立政権の合意につきましては、障害者自立支援法は廃止し、制度の谷間がなく利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくるということになっていまして、障がい者制度改革推進本部における議論と踏まえまして、今後自立支援法にかわる新しい制度が検討されていくものと理解しております。

厚生労働省における発達障害者の支援施策としましては、平成22年度の予算案をまとめさせていただきました。

支援体制の確立とか、支援手法の開発、あるいは就労支援の推進、人材の育成、情報提供、普及啓発ということで、発達障害児（者）に対する支援というのが挙げられております。その中で、発達障害者の支援体制整備事業ということで、支援体制の整備事業が引き続き実施されていくわけですが、この中で、ペアレントメンターの養成というのが新たに盛り込まれております。これは支援体制整備事業の一つとして、家族支援体制の整備ということで、家族を支援していく為の養成事業というのが出ております。

県としては、来年度この事業を実施したいと考えております。

発達障害者への支援について。これは今までの支援の状況をまとめさせていただいたものでございます。一番上の所で自立支援法との関係につきましては、発達障害については精神保健福祉法に定義される精神障害として自立支援法における障害者の定義というのに含まれているというのが国の解釈でございます。自立支援法上の各種サービスの対象となりうるということで解釈されております。なかなかこの部分が浸透しているかということ、まだまだ浸透していない部分もございますけれども、今度改正が求められます障害者自立支援法の対象という部分につきましては発達障害の方も対象になるということになっております。

最後に、発達障害の啓発週間ということで、4月2日が世界自閉症啓発デーということですが、これは国のパンフレットをコピーさせていただいたものでございますが、県も県のホームページ上ですとか、あるいは啓発冊子の配布などを通じまして、来年度も啓発の取組を進めてまいりたいと思っております。

以上簡単でございますけれども国の状況等を報告させていただきます。

会 長

国の動向について説明いただきましたが、何か御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

〇〇委員 発達障害特有のアセスメントツールの導入促進という記載があるんですけども、専門家の方に教えていただきたいんですけども、M-CHATとかPARSというのは、これ何か定評になると言いましょうか、徳島県ではこれがお勧めというか、専門家の間ではこれが一番お勧めっていうのがありましたら教えていただけますでしょうか。

会長 このM-CHATもPARSも自閉症をターゲットにした評価票なんですけども、M-CHATというのはアメリカだったと思うんですが、早期発見のための質問項目23項目ぐらいあるんですけども、だいたい1歳半から2歳ぐらいの子供を対象にして行う質問用紙です。

それで今は厚生労働省において、国立精神・神経センターの先生が日本での標準化を図る研究をしています。ですから、まだ日本での標準化はできていないようです。

それからこのPARSは日本自閉症協会が中心になって、いろいろな専門家が加わって作った評価票でございますが、これは就学前、幼児期早期から中学校青年期まで一応使えるということで、我が国で使える評価票の一番新しいものです。一応ある点数以上であれば、広汎性発達障害の可能性が非常に高いということで使っております。広汎性発達障害、自閉症スペクトラムの診断というのは、今ICD-10とDSM-IVでなされてるんですけども、それは項目だけ挙げてるだけで、実際にどういう項目が、具体的な項目ですね、どれぐらいあれば診断するかというところは専門家の間では、ほとんど90%以上あるんですけども、その点数化というのがもっと定量的にできないかということで、世界各国でいろいろなものが作られています。それで研究の中ではゴールドスタンダードではADI-Rという指標があるんですけども、これはアメリカで、アメリカらしくてパテントで研修に向こうまで行かないと取れない。それで今日本で1人か2人ぐらい向こうへ行って取ってこられた人がおりますが、これはまだ日本では使えない、公式には使えない。密かに訳して使えば応用はできますけども。そういう状況です。そういうのがいくつかございます。その一つでPARSは日本で作られたものですから購入して、これ自閉症協会の収入になっておりますのでよろしくお願いします。

〇〇委員 ありがとうございます。

会長 他にございませんでしょうか。

これから国の動向も指標にいたしまして、特にペアレントメンターの分とか県の方でも積極的にやっていかれるということでございます。他に御質問、御意見ございましたらお願い致します。

はい、どうぞ。

〇〇委員

一点だけお願いします。私たちは就労の関係の機関ということで主に成人以降の方の支援させていただく立場ということで、いろいろな御相談の中でですね、発達障害のある方で知的障害なく二次障害等もあったりしながらなかなか就労につけないという状態が長期化されるという方も中には多くいらっしゃいます。そういった方々について、よく御本人さん方から御相談を受けるのが、障害年金というのを受けられないんだろうかということがございます。主治医の先生などと相談してみてもいいというようなことでお話をして、主治医の先生にも照会して答えさせていただいてるんですけども、どうも知的に障害のない発達障害の方で障害年金をもらっているということを聞いた事がある方というのがほとんどいないので、今実態としてそういった部分で、発達障害の方の中でもやはり長期的に御本人は就労意欲があっているいろいろな就職活動等をしてはおられるんですけども、なかなか就業できないというような状況におありの方もいらっしゃるののでそういったあたりというのが実態として今どうなっているのかというのが非常に心配をもっているところです。また今後ですねそのあたりの状況について教えていただきたいと思っております。以上です。

会 長

そのことについて今事務局から説明いただいた発達障害者への支援というところで、今発達障害があるということであれば精神障害者の手帳が取れると思いますのでそれを利用して。

〇〇委員

はい、手帳は皆さん取得されてるんですけども、年金の方は申請してもなかなか取れないという方がほとんど。

会 長

多分その手帳があって、次は年金ですよ。障害者年金、20歳の。それも私書いてますけど、その手帳があれば受けれます。

事務局

年金につきましては、申し訳ございませんけれども市町村であるとか、社会保険事務所の担当でございまして、詳細につきましては把握できておりません。障害者自立支援法上のサービスとは異なりまして、年金制度の基準があるんですね、ちょっと詳しくは申し上げらなくて恐縮なんですけれども。

等級が1級、2級とあって、それぞれ基準が定められていましてそれに該当すればということなので、今委員がおっしゃった方は、年金の基準に該当しないというかたちになっているのではないかと思います。ただ、障害者の手帳をお持ちの方と、年金の受給の方の数が非常に違うということで、厚生労働省がそのあたりの実態調査をするという話を聞いております。手帳を持っていて、対象でありながらも年金の請求をしてない方がいらっしゃるのではないかとということで、近々調査をすると聞いておりますから、そういうことも今後調査されていくと思います。以上です。

〇〇委員

はい、ありがとうございました。その部分が非常に気になっているところだったので、手帳等を取得されている方が非常に増えてきているなという感じなんですけれども、年金を取得されているっていうのを聞く方がほとんど少ないのでまた情報がありましたら教えてください。ありがとうございました。

会 長

はい、どうもありがとうございました。他に御意見ございませんでしょうか。なければ時間も少し超過しておりますので今日の議題は終了しましたということで、今回の委員会はこれで終わりたいと思いますが、今回の委員会に関する議事録の公開の内容につきましては前回と同様、委員長に一任いただければと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

はい、それではそのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。長時間にわたって御検討頂きましてありがとうございました。

事務局

それでは以上をもちまして平成21年度第2回徳島県発達障害者支援体制整備検討委員会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。